

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年11月29日（火曜日）

号外第96号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	平成27年度包括外部監査の結果に係る措置状況について（2件）	7
○監査委員公表 監査の結果により講じた措置について（2件）	1		

## 監査委員公表

### 神奈川県監査委員公表第22号

#### 監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成28年11月29日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
同 高 岡 香  
同 太 田 眞 晴  
同 土 井 りゅうすけ  
同 赤 井 かずのり

#### 1 措置の対象となった監査の結果

平成28年7月8日（神奈川県公報号外第64号）神奈川県監査委員公表第14号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会を除く20箇所に係る31事項

#### 2 監査の結果及び講じた措置の内容

##### (1) 総務局

##### 出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県戸塚県税事務所	平成28年2月9日 (平成27年12月21日職員調査)	(要改善事項) 「法人事業税等を滞納している法人に対する出資金に係る利益配当金の差押えに関する件」 課税徴収事務において、法人事業税等を滞納している法人に対する出資金の差押えに当たり、出資金に係る利益配当金を差押えの対象としていない状況があった。 (以下省略)	要改善事項については、今後、出資金の差押えを行う場合には、利益配当金及び議決前の利益配当請求権についても、滞納額に対する債権確保の状況や利益配当金の発生時期等を踏まえて、差押えの対象とすることとした。 なお、指摘のあった利益配当金等については、平成28年2月3日及び同月18日に差押えを行った。
神奈川県小田原県税事務所	平成28年2月4日 (平成27年12月14日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったものが88件あり、そのうち旅費51件、10,200円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年3月4日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公用車利用時の旅行申請をチェックする仕組みを導入することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木県税事務所	平成28年4月1日 (平成28年2月9日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、宅配便の発送に当たり、割安な料金単価により契約している宅配便等配達業務委託契約に定められた方法により配達依頼すべきところ、同契約の対象ではないと誤認し、一般の郵便物と同じ方法により依頼したことにより、平成27年4月から同年12月までの間、宅配便41件について支払額が合計で	不適切事項については、契約内容の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことのないよう、契約内容について、関係職員に周知徹底を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

	15,877円割高であった。	
--	----------------	--

監査した結果、本課の事務指導に改善の必要が認められた要改善事項

課(室)名	監査の結果	措置の内容
組織人材部行政管理課	(要改善事項) 「指定管理者制度の運用における管理物品の規定の件」 指定管理者制度の運用において、指定管理者に貸し付ける物品について神奈川県財務規則に規定される消耗品の位置付けが明確になっていなかった。 (以下省略)	要改善事項については、平成28年6月24日付で庁内担当者向け事務マニュアルである指定管理者制度の運用に関する手引きを改正し、管理物品の位置付けを明確にするとともに、同年7月4日に開催した施設所管課の担当者向け説明会において周知した。

(2) 県民局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県パスポートセンター	平成28年3月11日 (平成28年1月28日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る委託契約の締結に当たり、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る契約書(契約額483,840円)に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な記載を行っていなかった。	不適切事項については、契約書作成に当たり、記載内容の確認が不十分であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を一部記載していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚児童相談所	平成28年4月13日 (平成28年2月18日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行っていなかったものが8件あり、そのうち旅費5件、4,840円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年8月9日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知するとともに、職員本人及び旅行命令権者相互の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立おおいそ学園	平成28年2月4日 (平成27年12月14日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、おおいそ学園支援向上委員会及び第三者委員会の委員に対する謝礼金延べ6名分、102,000円の支払に当たり、所轄税務署の見解を確認することなく、所得税・復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところを誤って月額表を適用したことにより、25,320円が徴収不足であった。	不適切事項については、源泉徴収に関する法令の理解が不十分であったことによるものであり、誤って源泉所得税を徴収した委員に対しては、経過を説明し謝罪するとともに、追加徴収について依頼し、平成28年1月28日に不足税額25,320円を歳計外現金として収納し、平成28年2月5日に国庫に納付済みである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(3) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立フラワーセンター大船植物園	平成28年1月26日 (平成27年12月10日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、督促状の発行(1件、滞納金額合計720円)に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納期限から20日以内に督促状を発行せず、また遅延して発行した督促状の指定期限を督促状を発行する日から起算して10日を経過した日以外に指定しているものがあった。	不適切事項については、職員の財務規則等の理解不足や収入執行状況表等の複数職員による確認が不十分だったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(4) 保健福祉局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	平成28年2月10日 (平成27年12月15日及び同月16日職員調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、時間を単位とした行政財産の使用許可に当たり、建物台帳価格等に基づく1日分の使用料を徴収すべきところ、誤って1時間当たりの光熱水	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 財産管理事務については、使用料計算に関する関係規定の理解及び減免の取扱いに関する理解が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成28年1月14日に収入済となっている。

		<p>費等の実費相当額(定額)により使用料を算定し、さらに、減免の対象とならないにもかかわらず5割減額としたため、使用料1件、1,585円が徴収不足であった。</p> <p>2 物品管理事務において、庁舎トイレのバリアフリー工事に伴い設置したベビーチェア2台(帳簿価額(単価)51,429円)及びベビーシート2台(帳簿価額(単価)97,264円)について、神奈川県財務規則に基づく物品取得手続を行わず、備品台帳にも記録していなかった。</p>	<p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、備品管理に関する理解が不十分であったことによるものであり、ベビーチェア及びベビーシートについては、平成27年12月18日付けで備品台帳に記録した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等を確認し、備品管理に関する理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県小田原保健福祉事務所	平成28年3月30日 (平成28年1月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、後納郵便料の執行に当たり、神奈川県財務規則に反して、支出負担行為及び支出命令について、所長決裁とすべきところ副所長の専決として処理していた。	<p>不適切事項については、関係職員の神奈川県財務規則の理解が不十分であったこと及び決裁過程での確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立衛生看護専門学校	平成28年4月5日 (平成28年1月13日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、第1実習室の改装工事(当初契約額8,067,600円)の変更契約に当たり、変更契約に伴う増額分594,000円について予算科目を「(節)工事請負費」として執行すべきところ「(節)需用費」で執行していた。	<p>不適切事項については、平成26年度末間際に発生した業者の破産に伴う繰越事業において、通常業務と異なる事務作業が生じ、新年度予算において工事請負費が再配当されていなかったこともあり、適用すべき節を十分に確認しないまま執行してしまったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、定期的に研修を実施するとともに、複数の職員による確認作業を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(5) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立産業技術短期大学校	平成28年2月17日 (平成28年2月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料及び庁費立替収入の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが3件、12,019円あった。	<p>不適切事項については、職員の関係規定についての認識不足及び所属としての進行管理や確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、課内において関係規定の確認・徹底を行うとともに、収入進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を構築することにより、適正な事務処理に努めることとした。</p>

(6) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀土木事務所	平成28年2月10日 (平成27年12月21日、同月22日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 利用目的が駐車場である普通財産の貸付けに当たり、貸付料の算定を誤って貸し付けていた。これにより貸付料1件、42,261円が徴収不足となっていた。 2 利用目的が駐車場の料金徴収所である都市公園施設の管理許可に当たり、管理許可内容が土地から建物に変更されたことに伴う使用料1件、8円を還付していなかった。	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 普通財産貸付事務については、貸付料の算定確認が不十分であったことによるものであり、徴収不足については、平成28年1月19日に納付された。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 都市公園施設の管理許可事務については、使用料の算定確認が不十分であったことによるものであり、過大徴収分については、平成28年1月19日に還付した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県平塚土木事務所	平成28年2月12日 (平成28年1月6日から同月8日まで職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託(契約額2,208,708円)の契約に当たり、設計額の積算を誤ったため、設計額が21,600円過大のまま契約を締結していた。	<p>不適切事項については、設計額の積算に関する理解及び確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定を十分理解した上で積算及び確認を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事</p>

			務執行に努めることとした。
神奈川県藤沢土木事務所	平成28年2月2日 (平成27年12月15日から同月17日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 洗濯機の購入契約(契約額111,175円)に伴う既存洗濯機の排出に当たり、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の対象機器であるにもかかわらず、県が排出者としてリサイクル料金(再商品化料金)を負担することが契約上明記されていなかった。 (2) 交通安全施設等維持管理工事清掃委託契約(契約額6,376,320円)に係る毎月の作業完了確認調書が受託者から提出された際、検査調書を作成しておらず、神奈川県財務規則に定める検査を行っていなかった。 2 財産管理事務において、行政財産(汐見台庁舎敷地2件)の使用許可に当たり、うるう年を考慮していなかったため使用料を誤って算定していた。これにより、使用料2件、8,305円が徴収不足であった。 3 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費25件、5,000円を支給していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 洗濯機の購入契約については、関係法令についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 交通安全施設等維持管理工事清掃委託契約については、契約期間中に受託者から提出される報告書等に基づく検査の必要性について、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約期間中に受託者から提出される報告書等について、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、財産関係通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係通知の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 旅費については、平成28年4月26日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、職員の日程を所属内で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木土木事務所	平成28年3月18日 (平成28年2月3日から同月5日まで職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、庁用自動車運行管理委託(契約額2,154,859円)に伴う燃料代の平成27年4月分(25,920円)及び同年5月分(25,239円)の支払について、自主運転にかかる燃料代の按分計算を誤ったため、支出科目の内訳として「(節)需用費」が72円過大となり、「(節)委託料」で同額の不足が生じていた。 2 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入の調定に当たり、害虫駆除代に係る負担分を算定していなかったことなどのため、11件、2,135円が徴収不足であった。 3 工事事務において、橋りょう(昭和橋)補修工事(契約額130,298,560円)の設計積算に当たり、コンクリート増厚のためのチップ工の数量算出について、撤去する既設支承部を控除すべきところ、控除することなく積算したため、設計金額が140,400円過大のまま契約事務等を執行していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、計算の誤りによるものであり、不足分については、平成28年2月15日に支出科目の更訂により是正した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 収入事務については、害虫駆除を使用許可業者が行っているものと誤認していたことなどによるものであり、不足分については、平成28年4月11日に収入済みとなっている。 今後は、このようなことがないよう、使用許可を受けている業者の実態把握などに努め、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 工事事務については、支取代替工の作業についての確認が不十分であり、チップ工を二重積算したことによるものである。過大積算については、当該工種の減工設計の上、平成28年6月6日に変更契約を締結し、是正した。 今後は、このようなことがないよう、積算基準書を熟読し、作業の適用範囲の再確認及び複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県西土木事務所	平成28年1月27日 (平成27年12月2日から同月4日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、無線テレメータ設備保守点検業務委託契約(契約額3,240,000円)の仕様書に、委託業務である定期点検に係る点検項目のうち2項目が記載されていなかった。 また、仕様書に点検対象設備の数量を適切に反映していなかったため設計額の積算を誤り、設計額が21,600円不足のまま契約を締結していた。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、対象設備と仕様書の点検項目及び数量の確認が不十分であったことによるものであり、平成28年2月16日に訂正した仕様書及び設計額により変更契約を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、いずれも変更契約に係る設計額の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、変更設計時においても設計積算のチェックリストを活用するなど、複数の職員による確認体制の強化を図ることに

		<p>(1) 道路補修工事の変更契約の締結に当たり、契約額の積算を誤ったため、変更後の契約額(33,264,000円)が96,120円過大であった。</p> <p>(2) 道路改良工事の変更契約の締結に当たり、契約額の積算を誤ったため、変更後の契約額(81,616,680円)が371,520円不足であった。</p> <p>3 財産管理事務において、足柄上合同庁舎敷地の使用許可に係る使用料の算定を誤って許可していた。これにより、平成27年度分使用料が156円過大であった。</p>	<p>より、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、関係法令の理解不足により算定を誤ったものであり、過大徴収分については、平成28年4月26日に還付済みである。          今後は、このようなことのないよう、算定根拠となる関係法令等の理解の向上に努めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県西土木事務所小田原土木センター	平成28年1月27日(平成27年12月7日から同月9日まで職員調査)	<p>(不適切事項)                  支出事務において、道路巡視・巡回及び道路維持補修作業委託契約(単価契約、概算総価額18,560,448円)の第1四半期及び第2四半期分代金に係る請求単価の取り違えを看過したため、支払額が1,222,922円過大であった。また、同委託契約において、受託者から作業報告書を毎月提出させていたにもかかわらず、検査を支払時期に合わせて四半期ごとを実施していた。</p>	<p>不適切事項については、請求単価の確認が不十分であったこと、検査を実施する意義の理解が不十分であったことによるものである。          今後は、このようなことのないよう、検査の意義について、理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(7) 企業局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	平成28年1月22日(平成27年12月14日及び同月15日職員調査)	<p>(不適切事項)                  契約事務において、産業廃棄物運搬・処分業務委託(予定価格125,000円(税抜))及び保存文書の運搬・リサイクル処理業務委託(予定価格141,440円(税抜))の契約の締結に当たり、契約単価に消費税及び地方消費税の金額が含まれていないことを契約書に明記していなかった。</p>	<p>不適切事項については、契約関係規定の理解が不十分であったこと及び複数の職員による確認が徹底できていなかったことによるものである。          今後は、このようなことのないよう、契約関係規定に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	平成28年1月27日(平成27年12月21日及び同月22日職員調査)	<p>(不適切事項)                  1 契約事務において、管内発電所施設巡回点検業務委託契約(契約額4,104,000円)に係る設計額の積算に当たり、有料道路利用料に係る消費税額を重複して積算したため、設計額が10,800円過大のまま契約を締結していた。                  2 工事事務において、玄倉第一発電所に付帯されているインクライン設備の更新工事(契約額19,980,000円)の設計積算に当たり、既設コンクリートはつりの積算に際し積算基準等の単位を誤認し、誤った設計数量に基づき積算していたため、設計額が1,177,200円不足のまま入札事務を執行し契約を締結していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。                  1 契約事務については、設計単価の確認が不十分であったことから、消費税の積算を誤り、設計額が過大となったものである。                  今後は、このようなことのないよう、設計書のチェックリストに項目を追加し、複数の職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。                  2 工事事務については、設計数量の単位の確認が不十分であったことから、誤った数量となり設計額が不足となったものである。                  今後は、このようなことのないよう、設計数量の単位の確認を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

神奈川県監査委員公表第23号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成28年11月29日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香

同 太田 眞 晴  
 同 土井 りゅうすけ  
 同 赤井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成28年7月8日(神奈川県公報号外第64号)神奈川県監査委員公表第14号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分9箇所に係る13事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立図書館	平成28年4月4日 (平成28年3月2日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、消火栓ポンプ等修理工事代金ほか3件(1,401,138円)の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息3,900円を支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、請求書の保管場所を各担当者机上の専用箱として担当者不在時にも他の担当者が確認できるようにするとともに、出納員が会計システムの支出負担行為照会により支払遅延が無いかが確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立歴史博物館	平成28年1月20日 (平成27年12月4日職員調査)	(不適切事項) 1 会計事務処理において、釣銭に充てるため会計管理者から交付を受けた歳計現金(50,000円)を施設使用料徴収事務の受託者に交付し、保管させていた。 2 契約事務において、館内清掃業務委託契約書(3,931,200円)に定められた日常清掃箇所について、平成27年4月から同年11月末までの全ての清掃日において、実施すべき作業をしていない箇所があったにもかかわらずこれを看過し、履行済として検査を完了し契約代金を支払っていた。 (要改善事項) 「特別展等の図録の出版に関する件」 神奈川県立歴史博物館において、特別展の開催に際して出版・販売する図録の作成が遅れたため、販売開始が特別展の開始に間に合わず、特別展の開始当初の来場者に提供できない状況であった。 (以下省略)	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 会計事務処理については、規則の理解が不十分であったため、出納員又は現金出納員に限られる歳計現金の保管を、使用料徴収事務の受託業者に釣銭として保管させていたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、平成28年度から委託内容を見直し、釣銭を使用料徴収事務の受託業者が用意することとすることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、業務仕様書に定めた日常清掃箇所の日常清掃報告書による履行確認が不十分なまま、毎月の契約代金を支払っていたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (要改善事項) 要改善事項については、副担当者を設けるなどの体制を機能させるほか、改めて進行管理や支援体制を充実させることにより、改善を図った。
神奈川県立鶴見総合高等学校	平成28年3月18日 (平成28年1月20日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、生徒心電図検診委託(単価契約:受検者1名につき税込1,566円)の実施に当たり、受検する必要のない生徒1名について受検させ、検診料1,566円を支払っていた。	不適切事項については、受検対象者の確認が不十分であったため、前年度に受検した生徒を未受診と誤り受検させたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による受検者の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立海洋科学高等学校	平成28年1月13日 (平成27年12月2日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、古紙回収運搬業務委託の支払に当たり、契約で定めのある再生可能な紙類(ミックスペーパー)及びシュレッターくず(税抜単価160円/10kg)のほかに、契約で定めのない再生紙、雑誌について平成27年4月分及び同年10月分において処理をさせ、処理代198円を支払っていた。 2 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 海洋実習を行う大型実習船「湘南丸」(総トン数646t)で使用するための業務用製氷機1台(181,440円(税込))及びウォータークーラー1台(93,960円(税込))を物品として取り扱うべきところ、公有財産である船舶の	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、契約内容等の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、検収調書の様式を見直すとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 物品管理事務については次のとおりである。 (1) 物品の購入については、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 製氷機及びウォータークーラーについては、平成28年3月29日に正しい節に科目更正するとともに、備品台帳に記載した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 備品台帳及び借用品台帳への記録については、現物照合実施後の両台帳の確認が不十分であったことにより、記載漏れを生じたものであり、平成27年

		従物として取り扱っていた。そのため、当該物品の購入に当たり、「(節) 備品購入費」で執行すべきところ「(節) 需用費」で執行しており、当該物品を備品台帳に記載していなかった。 (2) 平成26年度に現物照合を実施した全ての備品及び借用物品について、備品台帳及び借用物品台帳に実施日を記録していなかった。また、この日以降に借り入れた借用物品(全自動デジタル印刷機ほか2品目)について、借用物品台帳に記載していなかった。	12月4日に記録を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立鎌倉高等学校	平成28年3月18日 (平成27年12月9日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、平成27年11月分の電気料(454,266円)の支払に当たり、鎌倉高等学校内に設置されている特別支援学校分教室分の按分計算を誤ったため、「(項) 特別支援学校費」の負担額が1,363円不足しており、同額の過大が「(項) 高等学校費」で生じていた。	不適切事項については、経費按分計算の確認が不十分であったことによるものであり、平成28年1月29日に適切な歳出科目へ更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立厚木北高等学校	平成28年1月14日 (平成27年12月1日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、体育館舞台卒業記念品スクリーン設置工事(契約額117,925円)の発注に当たり、設置物品である体育館舞台用スクリーンを寄附により取得していたが、神奈川県財務規則に定める寄附受入手続に係る適正な事務処理を行っていなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則等の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立相模向陽館高等学校	平成28年1月14日 (平成27年12月3日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わずに、防犯灯21基及びゴミ集積場2箇所を設置させていた。	不適切事項については、財産管理に当たり、敷地内の設置物件についての現状確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で定期的に敷地内の設置物件についての現状把握を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立三ツ境養護学校	平成28年3月28日 (平成28年1月8日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、本校高等部及び分教室高等部の修学旅行生徒引率旅費の支給に当たり、交通費のうち貸切バス代及び旅行企画料金の算定を誤ったことにより、21件、18,645円を過大に支給していた。	不適切事項については、関係規定に関する理解が不十分であったことによるものであり、平成28年3月31日に受給者本人より返納された。 今後は、このようなことがないよう、関係規定に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立鎌倉養護学校	平成28年3月10日 (平成28年1月14日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤ったため、使用料1件、53円が徴収不足であった。	不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものであり、不足分については、既に徴収済みである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県監査委員公表第24号

平成27年度包括外部監査の結果に係る措置状況について  
平成28年3月29日付け神奈川県公報号外第28号で公表している平成27年度包括外部監査の結果について、神奈川県知事から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年11月29日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
同 高 岡 香  
同 太 田 眞 晴  
同 土 井 りゅうすけ  
同 赤 井 かずのり

- ・県民利用施設の管理について
  - ・公益財団法人神奈川芸術文化財団(指定管理事業)
  - ・公益社団法人青年海外協力協会・株式会社金港美装グループ(指定管理事業)
- 平成27年度包括外部監査結果報告書(以下「報告書」という。)

<p>記載の「指摘事項」26項目のうち、知事部局所管の19項目(指摘事項No.1からNo.19まで)の全てについて、平成28年10月14日に、次のとおり講じた措置の通知があった。(所管課 指摘事項No.1からNo.16までは県民局くらし県民部文化課、指摘事項No.17からNo.19までは県民局くらし県民部国際課)</p>		<p>考える。(報告書p.91)</p>	
<p>監査の結果(指摘事項)</p>	<p>措置の内容</p>	<p>5 備品現物照合の不備(指摘事項No.5)                  県及び芸術財団による備品の現物照合が正確かつ適切に行われていない。所管課は芸術財団において県の備品の管理が適切に行われるよう指導するとともに、備品台帳と現物の備品数(取得数や廃棄数を含む)が一致するよう適切に管理されたい。(報告書p.99)</p>	<p>報告書に記載のあった、現物照合報告書と備品台帳出力データの備品数の差異については、時点が異なるためであり、包括外部監査の対象となった平成26年度の現物照合時以後に備品の異動があったもので、現物照合上の問題はなかった。</p>
<p>神奈川県立県民ホール本館 &lt;公益財団法人神奈川県芸術文化財団(指定管理事業)&gt;</p>		<p>6 備品管理シール貼付に関する所管施設の不明確な独自ルール(指摘事項No.6)                  所管課は所管施設の一部の備品について備品管理シールを貼付しない独自のルールについては見直しをし、備品管理シールを貼付しない例外的な場合について具体的かつ明確に定められなければならない。(報告書p.101)</p>	<p>芸術財団が管理する県の備品は県民ホール本館及び芸術劇場で合わせて1万点以上あり、備品の管理方法のルール上も「管理シール貼付の判断については物品管理者が判断する」とされていることから、所管課において具体的かつ明確にルール化していたところである。                  ただし、ルールの策定から3年以上が経過し、実態に合わない部分も出てきたため、今回の指摘を契機としてルールを見直し、平成28年度に行う現物照合から、新たなルールに基づいた貼付を行う予定である。</p>
<p>1 施設改修等と施設修繕の不正確な区分(指摘事項No.1)                  基本協定書第34条で定める「施設改修等」と「施設修繕」が工事内容等から正確に区分できていない。「施設改修等」と「施設修繕」について、具体的な例を示したガイドラインを作成するなどして両者を明確に区別し、基本協定書第34条に従って県と芸術財団で適切に費用を分担しなければならない。(報告書p.76)</p>	<p>施設改修等・施設修繕の区分については、全指定管理施設で統一的な扱いとなるよう平成28年6月に基本的な考え方を整理したところであり、これに基づき県と芸術財団との間で適切に費用を分担していく。</p>	<p>7 備品管理シール貼付の不徹底(指摘事項No.7)                  県の備品には原則どおり備品管理シールを貼付しなければならない。所管課においては、芸術財団が県の備品に備品管理シールを貼付して適切に管理するよう厳しく指導されたい。(報告書p.102)</p>	<p>平成28年度に行う現物照合から、ルールにのっとった貼付の確認を県と芸術財団で実施する。</p>
<p>2 施設修繕に係る分割発注と不適切な費用負担(指摘事項No.2)                  施設修繕に係る費用の負担が基本協定書第34条第3項に従って正確に区分されていない。一括発注が可能である修繕工事を分割発注することにより、本来、県が負担すべき工事費用を芸術財団が負担することは厳に慎まなければならない。(報告書p.79)</p>	<p>計画的な工事の実施を芸術財団に指導するとともに、平成28年4月からの基本協定書では、芸術財団が負担すべき工事について明確化した。</p>	<p>8 備品の無断転貸(指摘事項No.8)                  県の備品を第三者に貸し出すことは転貸であり、県の承諾なく芸術財団が第三者に貸し出せば無断転貸に当たる。所管課は、芸術財団が県の備品の無断転貸を行わないよう適切に指導・監督されたい。(報告書p.102)</p>	<p>平成28年4月からの基本協定書を見直し、県の承認なく県の備品を転貸できない旨の改正を行った。</p>
<p>3 施設改修・修繕工事の不適切な業者選定(指摘事項No.3)                  施設の改修・修繕工事の業者の選定が会計規程に従って適正になされていない。分割発注の手法を経ることにより、本来、随意契約によることができない工事を随意契約としていたり、また、請負業者及び見積合せ業者が固定化し、事実上、1者随意契約となっていたりしている。業者の選定に当たっては、十分な透明性、公平性及び競争性の確保が図られなければならない。(報告書p.88)</p>	<p>指定管理者制度においては、会計規程にのっとった上で、業者選定に当たって、競争性確保を優先するか、契約事務の簡素化を優先するかは、第一義的には指定管理者の経営判断に委ねられるべきものと考ええる。                  芸術財団においては、会計規程にのっとった発注を引き続き実施するとともに、業者選定に当たっては信頼性を見極めながら新規業者の開拓も併せて行っていくとしている。</p>	<p>9 立替払・仮払金の不適切な処理(指摘事項No.9)                  経費の支払方法のうち立替払や仮払金について、会計規程及び会計事務処理要領等に基づき適正に行われていない。所管課は、芸術財団に対して、経費の支払方法を適正に処理するよう指導・監督しなければならない。(報告書p.106)</p>	<p>芸術財団に対して、立替払については緊急で、かつ、予期し得なかった経費に限定し、仮払金については会計規程にのっとった手続を行うなど、適正に会計処理を行うよう指導し、改善が行われたことを確認した。</p>
<p>4 プロポーザル方式実施要領の県との協議(指摘事項No.4)                  芸術財団は、事前に、県と協議せず、その承認を得ずにプロポーザル方式実施要領を作成しており、基本協定書第16条第1項に違反する。                  芸術財団によるプロポーザル方式による業者選定は、その合理性・公正性・経済性の観点、さらには透明性の観点から、今後、県との協議によりその手法の更なる検討が必要であり、その結果、プロポーザル方式による業者選定を続けることになった場合にも、具体的な運用マニュアルの作成は必要不可欠であると</p>	<p>業者選定の方法については、第一義的には指定管理者の経営判断に委ねられるべきものと判断している。                  芸術財団が定める要綱・要領等の県との協議については、平成28年4月からの基本協定書を見直し、旧第16条第1項の規定を削除した。                  なお、芸術財団は、プロポーザルの運用マニュアルを平成28年度中に整備する方向で検討している。</p>	<p>10 施設利用料金の督促の期限違反(指摘事項No.10)                  県民ホール本館の施設利用料金の督促が、利用料金督促要綱に従ってなされていない。所管課は、芸術財団において上記要綱に従って利用料金の督促がなされるよう適切な指導と処置を講じられた</p>	<p>芸術財団に対して、利用料金督促要綱に基づき、適正に督促を行うよう指導し、指定管理業務の実績報告の際に状況を確認することとした。</p>



<p>い。(報告書p.108)</p>			<p>い部分も出てきたため、今回の指摘を契機としてルールを見直し、平成28年度に行う現物照合から、新たなルールに基づいた貼付を行う予定である。</p>
<p>神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場 &lt;公益財団法人神奈川芸術文化財団(指定管理事業)&gt;</p>			
<p>11 時間外労働の労使協定違反(指摘事項No.11) 神奈川芸術劇場では、恒常的に時間外労働が行われており、明らかに労使協定に違反する。所管課は、芸術財団の職員の時間外労働の状況を直ちに改善するよう厳しく指導し、労働災害発生による不測の支出を回避すべく時間外労働のルールを見直さなければならない。(報告書p.124)</p>	<p>時間外労働の状況は、神奈川芸術劇場に限らず「創造型劇場」の共通の課題であるが、今回の指摘を受け、既に芸術財団においては、業務の効率化、適正な人員配置、勤務形態の見直し等、社会保険労務士と相談しながら、平成28年2月以降、改善に向けて検討を進めている。 県としては、随時、改善が進んでいるかを確認し、必要な指導を行っていく。</p>	<p>15 備品管理シール貼付の不徹底(指摘事項No.15) 県の備品には原則どおり備品管理シールを貼付しなければならない。 所管課においては、一部の備品について備品管理シールを貼付しない独自ルールの見直しをし、備品管理シールを貼付しない例外的な場合について具体的かつ明確に定めた上で、芸術財団が県の備品に備品管理シールを貼付して適切に管理するよう指導された。(報告書p.137)</p>	<p>平成28年度に行う現物照合から、ルールにのっとった貼付の確認を県と芸術財団で実施する。</p>
<p>12 休日勤務の振替休日の未取得と割増賃金の不払い(指摘事項No.12) 恒常的に休日勤務が行われており、振替休日を取得していないケースが多数見られ、これは労働基準法及び就業規則に違反するものである。本来支出すべき休日労働の割増賃金が支出されていないのであり、人件費の支出が適正になされていない。所管課は、職員が振替休日を取得できない休日労働の状況を直ちに改善するよう厳しく指導し、芸術財団は、適切に人件費を支出されたい。(報告書p.125)</p>	<p>休日勤務の状況は、神奈川芸術劇場に限らず「創造型劇場」の共通の課題であるが、今回の指摘を受け、既に芸術財団においては、業務の効率化、適正な人員配置、勤務形態の見直し等、社会保険労務士と相談しながら、平成28年2月以降、改善に向けて検討を進めている。 県としては、随時、改善が進んでいるかを確認し、必要な指導を行っていく。 なお、休日労働の割増賃金については、平成26年度に遡って勤務状況の調査を行い、振替休日を取得できなかった職員に対し平成28年7月に支払いを行った。</p>	<p>16 立替払・仮払金の不適切な処理(指摘事項No.16) 経費の支払方法のうち立替払や仮払金について、会計規程及び会計事務処理要領等に基づき適正に行われていない。所管課は、芸術財団において、経費の支払方法を適正に処理するよう指導・監督しなければならない。(報告書p.138)</p>	<p>芸術財団に対して、立替払については緊急で、かつ、予期し得なかった経費に限定し、仮払金については会計規程にのっとった手続を行うなど、適正に会計処理を行うよう指導し、改善が行われたことを確認した。</p>
<p>神奈川県立地球市民かながわプラザ &lt;公益社団法人青年海外協力協会・株式会社社金港美装グループ(指定管理事業)&gt;</p>			
<p>13 プロポーザル方式実施要領の県との協議(指摘事項No.13) 芸術財団は、事前に、県と協議せず、その承認を得ずにプロポーザル方式実施要領を作成しており、基本協定書第16条第1項に違反する。 芸術財団によるプロポーザル方式による業者選定は、その合理性・公正性・経済性の観点、さらには透明性の観点から、今後、県との協議によりその手法の更なる検討が必要であり、その結果、プロポーザル方式による業者選定を続けることになった場合にも、具体的な運用マニュアルの作成は必要不可欠であると考える。(報告書p.131)</p>	<p>業者選定の方法については、第一義的には指定管理者の経営判断に委ねられるべきものと判断している。 芸術財団が定める要綱・要領等の県との協議については、平成28年4月からの基本協定書を見直し、旧第16条第1項の規定を削除した。 なお、芸術財団は、プロポーザルの運用マニュアルを平成28年度中に整備する方向で検討している。</p>	<p>17 施設の非効率な使用方法への対処(指摘事項No.17) 所管課は、ワークショップルームの一部が、おはなし会の貸切り状態となっている現状を解消するべきである。(報告書p.156)</p>	<p>団体側と話し合いを行い、平成28年8月1日をもって、指摘された状態を解消した。</p>
<p>14 備品管理シール貼付に関する所管施設の不明確な独自ルール(指摘事項No.14) 所管課は所管施設の一部の備品について備品管理シールを貼付しない独自のルールについては見直しをし、備品管理シールを貼付しない例外的な場合について具体的かつ明確に定められなければならない。(報告書p.136)</p>	<p>芸術財団が管理する県の備品は県民ホール本館及び芸術劇場で合わせて1万点以上あり、備品の管理方法のルール上も「管理シール貼付の判断については物品管理者が判断する」とされていることから、所管課において具体的かつ明確にルール化していたところである。 ただし、ルールの策定から3年以上が経過し、実態に合わない。</p>	<p>18 寄託品の管理方法(指摘事項No.18) 所管課は、管理物品の対象とならない寄託品についても、その物品の歴史的な価値の有無などの性質を踏まえ、別途に管理方法を定め、指定管理者によるしっかりとした管理がなされるよう処置を講じるべきである。(報告書p.162)</p>	<p>寄託品について、他の資料同様、プラザ収蔵庫等において管理しているが、別途に管理方法を定めるよう、次の指定管理期間の基本協定書等に、関係規定の追加を検討する。 なお、一覧が整理されていないと指摘された資料のうち、図書について、現物確認及びリスト整理を平成28年1月に終了しており、他の資料についても平成29年度を目途に整理を進めている。</p>
<p>神奈川県立国際言語文化アカデミア</p>		<p>19 外部委託における適切な競争環境の確保(指摘事項No.19) アカデミア専有部分及び二者共有部分の清掃業務については、安易に管理組合による一括執行の方法をとるのではなく、アカデミアにおいて入札手続を経ることを含め、適切な競争環境に付すよう処置を講じるべきである。(報告書p.200)</p>	<p>平成28年度以降の清掃業務については、管理組合において、随意契約によることなく入札で業者を選定することとし、アカデミア専有部分及び二者共有部分についても、地球市民かながわプラザ専有部分及び市町村振興協会専有部分とともに、一括して入札手続を経ることで、適切な競争環境を確保した。</p>
<p>(注) 「監査の結果(指摘事項)」欄に記載の指摘事項の表題は、</p>			

報告書p.301の「指摘事項のポイント」記載のとおり。

神奈川県監査委員公表第25号

平成27年度包括外部監査の結果に係る措置状況について  
平成28年3月29日付け神奈川県公報号外第28号で公表している平成27年度包括外部監査の結果について、神奈川県教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年11月29日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
同 高 岡 香  
同 太 田 眞 晴  
同 土 井 りゅうすけ  
同 赤 井 かずのり

・県民利用施設の管理について

平成27年度包括外部監査結果報告書(以下「報告書」という。)記載の「指摘事項」26項目のうち、教育委員会所管の7項目(指摘事項No.20からNo.26まで)の全てについて、平成28年10月14日に、次のとおり講じた措置の通知があった。(所管課 教育局生涯学習部生涯学習課)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
神奈川県立歴史博物館	
1 貸付け備品のシール貼付漏れ・現物照合の不備(指摘事項No.20) 貸付け中の一部の備品の管理状態が財務規則第167条各項に違反しており、また、同条に定める現物照合が借受者によって正確に行われていなかった。貸付け中の備品については、備品の借受者に対して備品管理のルールを適切に指導し、財務規則等にのっとり管理を実現すべきである。(報告書p.216)	備品の借受者に対しては、次のような備品管理のルールを徹底するよう指導した。 ①必ず年に1回照合 ②シール貼付状況も確認 ③破損などあれば確認・報告 また、貸付中の備品の現物照合については、財務規則運用通知では借受者に確認を行わせると定めているが、平成27年度からは借受者が照合する際に職員が立会うこととした。
2 収蔵管理システムの内部統制上の欠陥(指摘事項No.21) 収蔵管理システムについては定期的なシステム監査を受ける等、その重要性に鑑みたリスク対策が必要である。また、直ちに補完すべき内部統制上の重要な欠陥として、収蔵品の削除を担当者が単独で行えることが指摘される。削除履歴が明確に記録されるようシステムを改善すべきである。(報告書p.227)	収蔵管理に関わる課題については、業務効率化、セキュリティ強化を図る方向で、総合的に対応していく。 システム監査については、平成29年度以降に実施する方向で関係課と調整している。 また、データ削除履歴については、記録として残るよう、平成28年10月にシステム改善予定。
3 予算の流用(指摘事項No.22) 正式な手続を経ずに他の細事業へ振り替えて予算を執行すべきではない。本来執行すべき細事業の予算が超過しそ	今後、同様の事態になった場合は、適切な時期に予算の流用手続を行い、必要経費を執行することとした。

うな場合は、正式な手続を経て、余剰のある他の細事業から予算を流用して執行すべきである。(報告書p.233)

神奈川県立生命の星・地球博物館

4 備品のシール貼付漏れ・現物照合の不備(指摘事項No.23)

備品の管理状態が財務規則第167条等に違反しており、また同条に定める備品現物照合も正確に行われていない可能性がある。財務規則の定める備品管理のルールにのっとり管理をすべきである。(報告書p.243)

今回指摘があったものについては次のとおり対応し、処理は全て終了した。  
・台帳の記載方法が明確でなかった(セット管理の機器の内訳が記載されていない)音響機器については、平成28年1月上旬に台帳備考欄に内訳を明記した。  
シールが貼られていなかった備品(防湿庫)については平成27年12月下旬に貼付した。  
・既に廃棄しているが台帳上に残っている備品(プロジェクター)については、平成28年1月上旬に不用決定手続をとった。  
・故障して数年使用していないにもかかわらずまだ使用中として登録されていた備品(プリンター)については、平成28年2月上旬に不用決定、平成28年2月中旬に廃棄した。

5 収蔵管理システムの内部統制上の欠陥(指摘事項No.24)

収蔵管理システムについては定期的なシステム監査を受ける等、その重要性に鑑みたリスク対策が必要である。また、直ちに補完すべき内部統制上の重要な欠陥として、収蔵品の削除を担当者が単独で行えることが指摘される。削除履歴も明確に記録されるようシステムを改善すべきである。(報告書p.255)

収蔵管理に関わる課題については、業務効率化、セキュリティ強化を図る方向で、総合的に対応していく。  
システム監査については、平成29年度以降に実施する方向で関係課と調整している。  
また、データ削除履歴については、記録として残るよう、平成27年10月にシステム改善済み。

神奈川県立図書館

6 厨房内調理器具等の不用決定に際しての管理換え手続の実施(指摘事項No.25)

調理器具等の迅速な管理換えを実施すべきところ、その手続はとられていないため、調理器具等を有効に活用ができる機会がなかったため、不用決定手続を速やかに開始すべきである。そして、今後は不用決定手続の際、使用に耐えうるものがあるときは、物品を必要とする機関を募り、迅速な管理換え手続を実施すべきである。(報告書p.283)

厨房内の調理器具等のうち、使用不能な物品については、平成28年1月に不用決定を行った。  
使用可能な物品については、同年1月から2月まで遊休物品として登録したが、管理換えを希望する所属がなかったため、3月に不用決定を行った。  
これらの物品のうち、大型物品やガス配管の取外しなど職員による撤去搬出が困難な物品については、専門業者による処分が効率的であり、かつ経費的にも安価であることから、県立図書館の再整備に合わせて撤去の検討を行っていく。  
ただし、職員の手作業による搬出が可能と見込まれる軽量・小型のものについては、産業廃棄物処理業者による搬出・処分

を平成28年度末に予定。

神奈川県立川崎図書館

<p>7 寄贈図書運搬料の予定経費の前渡し額の対象期間の適正化(指摘事項No.26)</p> <p>寄贈図書運搬料の予定経費を3箇月分前渡しする執行は、財務規則第75条第1項第3号に違反するものであるから、これを改め、1箇月分以内の前渡しとするべきである。(報告書p.296)</p>	<p>財務規則運用通知第75条第4項の、なお書きの解釈が不適切であったため、平成27年度第4四半期分(平成28年1月分)からは3箇月分を改め、1箇月分の予定経費により執行した。</p>
--	--

(注) 「監査の結果(指摘事項)」欄に記載の指摘事項の表題は、報告書p.301の「指摘事項のポイント」記載のとおり。